

○浦幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和4年3月14日告示第23号

浦幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減及び少子化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の3月1日から申請日の属する年度の末日まで（以下「対象期間」という。）に婚姻届が受理された世帯をいう。
- (2) 住宅費用 婚姻に伴い新たに住宅を購入し、又は貸借する際に要した費用のうち、住宅の購入費又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。
- (4) 引越費用 婚姻に伴う引越費用であって、引越業者又は運送業者へ支払ったものをいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得金額（直近の所得証明により夫婦の所得を合算した所得をいう。）が500万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれの計算方法により算出することとする。
ア 夫婦の双方又は一方が現に貸与型奨学金の返済を行っているときは、所得金額から、所得算出期間に係る貸与型奨学金の返済額の合計額を控除して算出する。
- (3) 新生活に係る住宅が町内にあり、新婚世帯の夫婦ともに住所が当該住宅の所在地となっていること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦ともに町税又は使用料、手数料、分担金その他町に対する債務履行を遅滞していないこと。
- (6) 夫婦ともに浦幌町暴力団排除条例（平成25年浦幌町条例第1号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。

2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第5条第1項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金の額が達しなかった世帯であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間に支払われた住宅費用、リフォーム費用及び引越費用の合計額とする。

2 夫婦の双方又は一方が、次に掲げる手当等を受けている場合は、補助対象経費から、当該手当等の額の合計額を控除するものとする。

(1) 勤務先から支給される住宅手当

(2) 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号住宅局長通知）に基づく地域優良賃貸住宅制度による家賃助成

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助

(4) 浦幌町定住住宅取得補助金交付要綱（平成23年2月14日告示第8号）に基づく住宅費用助成

(5) 浦幌町住宅リフォーム補助金交付要綱（平成23年6月22日告示第49号）に基づくリフォーム費用助成

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、1世帯あたり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は、1世帯あたり60万円を上限とする。

2 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、上限額から前年度に当該世帯に交付した補助金の額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金等交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦幌町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出をしなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類又は町の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

(1) 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日がわかる書類

(2) 世帯全員の住民票

(3) 夫婦それぞれの所得証明書

(4) 夫婦それぞれの納税証明書

(5) 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し

(6) 住宅の賃貸借契約書の写し

(7) リフォーム工事請負契約書の写し

(8) 補助対象経費の支出がわかる書類の写し

(9) 住宅手当支給証明書（様式第2号）

(10) 離職したことがわかる書類の写し

(11) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し

(12) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、浦幌町結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに浦幌町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、浦幌町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定・却下通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

（補助金の実績報告及び請求）

第9条 交付決定者は、事業完了後、速やかに浦幌町結婚新生活支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第6号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、交付決定者に該当のないものに係る書類については、添付を要しない。

- （1） 家賃等支払内訳書（様式第7号）
- （2） 補助対象経費の支出が証明できる書類の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦幌町結婚新生活支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3） この要綱に違反する行為があったとき。
- （4） その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、浦幌町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、浦幌町結婚新生活支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。